

公共選択学会査読委員会規程

(査読委員会)

- 第1条 査読委員会は、学会誌『公共選択』（英文名：The Japanese Journal of Public Choice）の公募論文を審査するために、委員長、副委員長を含む若干名の委員によって構成する。
2. 査読委員会委員の任期の始期及び終期は理事会の任期と同時とする。
 3. 委員長は、会員の中から会長が推薦し、理事会が承認する。副委員長及びその他の委員は、査読委員長が会員の中から会長に推薦し、会長が承認して理事会に報告する。副委員長及びその他の委員の選任にあたっては、所属機関、出身大学、専攻分野等の適切なバランスを考慮する。

(論文公募)

- 第2条 査読委員会は『公共選択』に掲載する投稿論文に関する査読者を決定し、査読結果に基づいて論文掲載の可否を決定する。また、査読委員会は学会誌編集委員会が定めた特集に基づく特集論文を公募することができる。特集の投稿論文については、学会誌編集委員長と査読委員長の連名で論文を公募し、論文送付先を査読委員長に指定する。

(投稿資格)

- 第3条 投稿することができる者は、公共選択学会会員で当該年度ならびに過去の会費未納がない場合に限る。査読委員長は、学会事務局に論文投稿者の会員資格と会費納入状況を確認する。学会事務局は査読委員長の問い合わせに答えるようにあらかじめ準備する。

(査読者)

- 第4条 査読委員長は、原則として公共選択学会会員の中から、専門的判断能力に優れた者を査読者として選任する。ただし、論文投稿者の氏名を知りうる者が査読者を兼ねることはできない。査読者の選任にあたっては、論文投稿者との個人的関係が深い者などの利益相反を避けなければならない。
2. 論文投稿者の氏名は、査読委員長及び副委員長、ならびに前条の手続きに伴い会長、専務理事、事務局担当理事のみが知るものとし、委員長及び副委員長、ならびに会長、専務理事、事務局担当理事の任期終了後も含め、他者に氏名を明かしてはならない。その場合、査読者及び学会誌編集委員会にも論文投稿者の氏名は明かさないものとする。ただし、掲載可となった場合を除く。

(投稿論文形式審査)

第5条 査読委員会は、投稿論文の分量、投稿申込書の記載など、形式が論文投稿規程及び執筆要項に則しているかどうか確認する。

(査読)

第6条 査読委員会は、一編の投稿論文につき、二名の査読者を選任する。

2. 査読者は、A、B、C、Dの四段階で論文を評価するとともに、審査概評を報告書に記載する。記号の意味は以下のとおりとする。

A：このままで掲載可能

B：一部修正を施せば掲載可能

C：相当の修正を施せば掲載可能

D：相当の修正を施しても掲載不可

3. 査読者は、査読委員会が定めた締め切りまでに査読報告書を査読委員会に返送する。所定の期間内に査読者が査読結果を提出しない場合、査読委員会は別の査読者を選任するか、もしくは自ら査読することができる。なお、BもしくはCの場合は、別紙に修正すべき箇所とその理由を記載して査読報告書とともに査読委員会が定めた締め切りまでに査読委員会に返送する。また、Dの場合は、論文投稿者の参考のために、論文の問題点に関する建設的批評を別紙に記載し、査読報告書とともに査読委員会に返送する。査読委員会は査読者による指示ならびに批評を論文投稿者に送付する。ただし、査読委員会は、査読者による指示ならびに批評を論文投稿者に送付するにあたり、不適切な表現を削除もしくは変更するなど、必要な変更を加えることができる。

(再査読及び再再査読)

第7条 修正を施した論文が査読委員会に提出されたときは、査読委員会は遅滞なく初稿と同一の査読者に修正論文を送付し、再査読を依頼する。ただし、同一の査読者が再査読を行えない事情がある場合には、査読委員会の議を経て査読者を変更することを妨げない。また、所定の期間内に再査読結果が提出されない場合、査読委員会は別の査読者を選任するか、もしくは自ら査読することができる。

2. 再修正を施した論文が査読委員会に提出されたときは、査読委員会は遅滞なく再査読と同一の査読者に再修正論文を送付し、再再査読を依頼する。ただし、同一の査読者が再再査読を行えない事情がある場合には、査読委員会の議を経て査読者を変更することを妨げない。また、所定の期間内に再再査読結果が提出されない場合、査読委員会は別の査読者を選任するか、もしくは自ら査読することができる。

(掲載可否)

- 第8条 最初の査読で査読者が共にDと評価した論文は掲載不可とする。二名の査読者の査読評価が異なる場合には、査読委員会で掲載の可否及び修正を求めるか否かを決定する。
2. 再査読の評価は、X(掲載可)、Y(再修正が必要)、Z(掲載不可)の三段階で評価する。査読者が共にZと評価した論文は掲載不可とする。二名の査読者の再査読評価が異なる場合には査読委員会で掲載の可否及び修正を求めるか否かを決定する。
 3. 再再査読の評価はX(掲載可)、Z(掲載不可)の二段階で評価する。二名の査読者の再再査読の評価が異なる場合には査読委員会で掲載の可否を決定する。
 4. 査読委員会が査読者の個々の査読評価を変更することはできない。

(掲載号)

- 第9条 査読委員会は、学会誌編集委員長と協議して各号に掲載する公募論文の数を決定し、その数に応じて各号に掲載する公募論文を決定する。各号の掲載決定は、以下の原則によるものとする。
- 一 掲載可と判断されながら紙幅の制約によって前号に掲載されなかった論文をまず優先する。
 - 二 残りの論文の中では、初稿の査読評価が高い論文を優先する。この場合、BBの評価はACの評価と同等とする。
 - 三 評価が同等の論文の中では、最終稿が提出された日が早い論文を優先する。
2. 上記三つの原則に拘らず、公募論文の内容が特集テーマに密接に関連している場合には、その特集が組まれている号に掲載することを目的として掲載号を変えることができる。

(改廃)

- 第10条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

附則1. 本規程は、2011年7月より施行する。

附則2. 査読委員会は、2012年7月刊行の『公共選択』への投稿論文から、本規程に基づく運営を行なう。なお、最初の査読委員会の任期は、2012年7月の『公共選択』刊行時までとする。

附則3. 本規程は、2011年7月16日より施行する。

附則4. 本規程は、2012年9月1日より施行する。

附則5. 本規程は、2016年10月15日より施行する。

附則6. 本規程は、2017年12月30日より施行する。

附則7. 本規程は、2018年12月4日より施行する。